上三川町森林整備計画



上三川町の広葉樹林 (磯川緑地公園)

計画期間

自 令和 6(2024)年4月 1日

至 令和16(2034)年3月31日

策定年月日 令和6(2024)年 3月 27日

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、県南東部、鬼怒川の右岸に位置し、宇都宮市、真岡市、下野市に隣接した立地から、都市部への就業、通勤利便性が高く、大型商業施設も進出しており、若い世代の居住地としても発展が望まれる。

一方、森林資源は、町の総面積は5, 439haのうち、森林面積は140haでその全てが民有林である。そのうちのスギ・ヒノキの人工林面積は13haと僅少で、森林率 (2.6%)、人工林率 (9.3%) とも極めて低い状況である。

そのため、現状の森林整備は、林業的な人工林整備ではなく、環境的な視点からの里山林整備がメインとなっている。

人工林については森林所有者の高齢化や不在村化に伴い、居住地域内に点在する森林の放置林化が進んでいることが課題であり、所有者不明森林と併せて取組が急務である。

また、広葉樹を中心とした里山林については、町民が森林に対して抱く環境 意識の高さからも、継続した里山林の維持・管理と併せて、若年層に対する教 育の場としての整備が課題である。

更には、新興住宅地も多く抱えることから、林業・木材産業のエンドユーザーとしての普及、啓発等、森林資源の利用分野での取り組みも大きな課題といえる。



荒廃した森林



整備された里山林

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林は、住宅地や市街地近くに広がる平坦な里山林であり、住民の生活と密接な関わりを有していることから、快適環境形成機能の高度発揮が期待される。

そのため、人の営みと自然が調和した伝統的な農山村の景観を目指すととも

に、人が安らぎと快適な生活環境を実感できる森林を目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

町内の森林資源の大半を占める広葉樹林については快適な生活環境形成機能が十分に発揮される森林を形成するため、里山林整備の推進、継続に努めるものとする。また、整備の担い手となる地域団体等への支援を推進するとともに、継続した活動ができるよう人材育成、技術的向上の取組を推進する。

町内に点在する人工林については森林経営管理制度を活用し、森林所有者の 意向確認に基づき必要な森林施業を進めるとともに、一部経済林から環境林へ の誘導を目的とした、広葉樹への樹種転換を進める等、将来の管理を見据えた 施業を推進する。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。



(実施前)



(現在)

とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

3 森林施業の合理化に関する基本方針 該当なし

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

						樹種			
月	也域						天然生	天然生	ぼう芽
긔	L 및	ス	ギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ		広葉樹	による
							町果倒	用材林	広葉樹
町	内全体	3 8	5年	40年	30年	30年	100年	100年	15年

- (注) ア 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きの こ原木等に供されるものを含む。
 - イ 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては、「ぼう芽による 広葉樹」に準ずる。
 - ウ 標準伐期齢は、立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。
 - エ 長伐期施業を実施する場合の伐期齢については、次のとおり定める。 長伐期施業の伐採齢 ≧ 標準伐期齢×2
 - オ 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、 林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、適切な時期に伐採する ものとする。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

更新:伐採により生じた無立木地が再び、立木地となること

皆伐:主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、 土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐 採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、保残帯を設ける等、適確な更新を図ることとする。

択伐:主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)であるものとする。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

※施業の区分

育成単層林:森林を構成する林木を一度に伐採し、植栽等により単一の樹冠 層を構成する森林として維持する施業を行う森林

育成複層林:森林を構成する林木を計画的に繰り返し伐採し、植栽等により 樹種や高さの異なる樹冠層を構成する森林として維持する施業 を行う森林

天然生林 : 主として天然力を活用することにより、成立させ維持する施業 を行う森林

なお、主伐における標準的な方法は次表によるものとする。

施業の区分	標 準 的 な 方 法								
育成単層林	①皆伐にあたっては、1箇所あたりの伐採面積を10ha以内とするとともに、伐採箇所についても努めて分散するものとする。 ②河川沿いでは片側20m程度を保存するように努めることとし、公道周辺ではできるだけ保存するものとする。 ③主伐の時期については、下表に掲げる時期を目安とする。								
	樹種	 生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	主伐時期の目安(年)				
	スギ	一般建材造作材	密仕立て密仕立て	2 6 3 6	5 0 8 0				
	ヒノキ	一般建材造作材	密仕立て 密仕立て	2 6 3 0	6 5 8 0				
育成複層林	①主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うものとする。 ②択伐にあたっては、下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から、材積率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)にするものとする。 ③天然更新を実施する場合は、天然更新及びぼう芽が確実に図れる林分に行うこととし、種子結実状況、天然稚樹の育成状況、								
天然生林	維持増進 上実施す (a) 主化 の (b) 国土 の施業	_ , ,	体については、 、「立木の伐きの事項を参考の 環境の保全、種 ある森林につい	以下の事項に 採(主伐)の の上実施する。 重の保全のたる	こついて留意の 標準的な方法」 こと。 か、禁伐その他				

- 3 その他必要な事項
- (1) 立木の伐採(主伐)に関して留意すべき事項
 - ア 森林の生物多様性の保全の観点から野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
 - イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、 伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確 保する。
 - ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更 新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮 する。
 - エ 伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採(誤 伐)しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
 - オ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

(2) その他の事項

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・ 植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種 スギ・ヒノキ・クヌギ・コナラ

- (注)(a) 苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進める。
 - (b) 将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。
 - (c) 標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又 は町の林務担当課と協議の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3, 000	
ヒノキ	中仕立て	3, 000	

- (注) (a) 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、疎仕立て(2,000本/ha)に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。
 - (b) 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導 員又は町の林務担当職員と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当 該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
 - (c) エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理する
地拵えの方法	こととし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合
	には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧に植えるものとする。
植栽の時期	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、
他核の特別	適期に植え付けるものとする。
その他	コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムに努め
-C 07/11L	るものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の 翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む 年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林 業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林に おいて行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天	然更新の対象樹種	アカマツ・クヌギ・コナラ		
	ぼう芽による更新が	カフゼ・コナニ		
	可能な樹種	クヌギ・コナラ		

(注) 標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町 の林務担当課と協議の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数(本/ha)	天然更新すべき立木本数(本/ha)
アカマツ	10,000	3, 000
クヌギ	10,000	3, 000
コナラ	10,000	3, 000

(注) 天然更新を行う際には、期待成立本数の10分の3以上の本数(ただし、草丈 50cm以上のものに限る。) を更新することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている
地表処理	箇所において、かき起こし、落ち葉さらい、枝条処理等の作
	業を行うこととする。
JIIII 1	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている
刈出し	箇所について行うこととする。
	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経
植込み	営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとす
	る。
	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況に応
芽かき	じて優良芽を1株当たり2~4本残すものとし、それ以外の
	ものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の確認方法については、草丈(概ね50cm)以上となった更新木の 幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在 する状態を天然完了の目安として確認を行うものとし、更新の不十分な箇所 には、植込みを行うこととする。また、天然更新が困難な場合には天然更新 補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の 命令の基準
- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合

人工造林の対象樹種 スギ・ヒノキ・クヌギ・コナラ

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種 アカマツ・クヌギ・コナラ

(2) 生育し得る最大の立木の本数

森林の伐採跡地における天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定立木本数を10,000本/haとする。

当該対象樹種のうち草丈(概ね50cm)以上のものについて、上記本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項 該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

lillere		It will the	₩. H. ~	LL MAIL.				植栽本数	間伐	えを実力	をすべ	き標準	的な材	木齢(年)	備考
樹種	施業体系	(本/ha)	初回	2 回	3 垣	4 □	5 □	6 □	7	主伐(目安)						
			쁘	쁘	쁘	쁘	쁘	쁘	쁘	(日女)						
スギ	中仕立て	3,000本	18	25	33	41				50						
ヒノキ	中仕立て	3,000本	20	27	35	45	55			65						

- ○間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木を除去し、立木の生育 の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを目的として行う が、収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- ○間伐率は、概ね20~35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行う。
- ○間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促 されるように努めるものとする。
- ○間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、 作業コストの低減を図るものとする。
- ○標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長に留意するものとする。
- ○標準的な時期及び回数は表とするが、標準伐期齢未満については10年に1回程度、それ以上については15年に1回程度の実施を原則とする。
- ○人工針葉樹の標準伐期齢以上の間伐の適用時期については、18齢級を目安と するが、その該当森林の現況や立木の成長力等に留意すること。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の	H 75					5	実施す	べき標	準的な	林齢及	で回数	女				
種類	樹種	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
	スギ	2	2	2	1	1	1	1								
下刈	ヒノキ	2	2	2	1	1	1	1	1							
	スギ										1					
つる切り	ヒノキ											1				
	スギ										1			1		
除伐	ヒノキ											1			1	

○下 刈:局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施する。1~7年生程度(必要に応じ期間を変更)

○つる切:10年生前後(回数は適宜)

〇除 伐:下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況

になった場合(回数は適宜)

○枝打ち:無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

3 その他必要な事項

(1) 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意し、間伐を行うものとする。新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

(2) 下刈

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢 を超える森林についても、必要に応じ、行うものとする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ、2~3年に1回立木の生育に 支障をきたさないよう実施すること。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

町内全域の森林を快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に指定する。(別表1)

イ 森林施業の方法

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、長伐期施業を推進することとする。(別表2)

- 2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法
- (1) 区域の設定該当なし
- (2) 森林施業の方法該当なし

別表1

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林	なし	0
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	上三川全域	1 4 0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ き森林	なし	0
木材等生産機能の維持増進を図る森林	なし	0

(注) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くも のとする。

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増 進を図るための森林施業を 推進すべき森林	立木の伐採面積の規模の縮小	なし	0
土地に関する災害の防止及 び土壌の保全の機能、快適	長伐期施業	上三川全域	1 4 0
な環境の形成機能又は保健 文化機能の維持増進を図る	択伐以外の方法による複層林 施業	なし	0
ための森林施業を推進すべ き森林	択伐による複層林施業	なし	0

- 3 その他必要な事項
- (1) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策 該当なし
- (2) その他該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

町内には森林組合等の林業事業体が存在しないことから、現状においては森 林経営等の長期受委託等を促進する基盤が整備されていない。

今後、森林経営管理制度、森林環境譲与税等により、森林整備の環境が変化することから、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上を図るものとする。また、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進する。

- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 該当なし
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 委託により森林施業を実施する場合は、事前に収益権等について協議し、履 行が困難となる事情が発生することがないよう努めることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の主な対象となる人工林針葉樹林は町内全域で13haと 少なく、現況確認後、森林所有者への意向調査を実施し、林分の状況また所有 者の意向に応じて、必要な施業を検討し、森林所有者に提案していくものとす る。

上記により針葉樹については、所有者による適正な管理、町による経営管理権設定による管理のいずれかにより、適正に森林管理を実施することとする。なお、町内の人工林針葉樹については町内に広く分散しており、施業の集約化等は見込めないため、市町村森林経営管理事業により必要な森林整備を進めることを想定する。

5 その他必要な事項 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 該当なし
- 4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、Vの1の(1)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力するものとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 路網の整備に関する事項 該当なし
- 2 その他必要な事項 該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材 確保・育成方針(令和3(2021)年1月策定)に基づき、栃木県林業大学校を 中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木 県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の 実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされているため、周 知を行うこととする。

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未 来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作 業システムの構築を進めているため、情報を共有することとする。
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

現況は、被害等は確認されていないが、県や近隣市町との情報共有を強化し、 未然防止に努める。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等
- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れについては、ほぼ終息状態にあるため、必要に応じて対策を講じることとする。またナラ枯れについては、本町においても令和4年度に確認されているため、県内の被害状況を鑑み、監視を強化するとともに、県と連携を図り適切な防除実施に努めることとする。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止と早期発見、早期駆除をはかるため、町において計画的なパトロール等を実施する。

- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)該当なし
- 3 林野火災の予防の方法

林野火災を防止するため、町民に対する防火対策の周知に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れは、「上三川町火入れに関する条例」の 規定に基づき目的、方法等を記載した書類を町長に提出し、許可を得てから行 わせなければならない。

5 その他必要な事項 該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条の規定に基づく、森林の保健機能の増進を図るべき森林については、該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成する場合には、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後 の植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
- (2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる地域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積(ha)
本郷	001、002、003、004	35.87
上三川	001、002、003、004、005、006	43.72
明治	001、002、003、004	61.50

- 2 生活環境の整備に関する事項 該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 該当なし
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- (1) 施設の名称該当なし
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小・中学生をはじめとした全住民を対象とし、自然とのふれあいや環境教育の場として活用するほか、環境保全の大切さとふるさとへの愛着を育み、町内山林における環境美化活動の啓発を図る。

また、貴重な里山林の保全・整備を図るため、とちぎの元気な森づくり県民税事業等を活用して、地域参加による森林の整備の実施を推進する。





地域住民参加による森林整備の様子

- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項 該当なし
- (3) その他該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営管理権の設定を進め、事業の円滑な実施を図る。

7 その他必要な事項

(1)公共施設の木造化、木質化に関する事項

森林整備を促進する上で木材利用は必要不可欠であるため、「栃木県県産木材利用促進条例(とちぎ木づかい条例)」、「とちぎ木材利用促進方針」、及び「上三川町木材利用促進方針」等に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。

(2)森林法第10条の7の2及び第10条の8に関する事項

森林の有する多面的機能を総合かつ高度に発揮するために、適正な森林施業の実施や森林資源の状況を把握することは極めて重要であることから、森林の土地の所有者となった者の届出等、伐採及び伐採後の造林の届出制度について町その他関係機関が連携を図り、森林所有者への周知及び指導を行う。

(2) 木材合法性確認の取組に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

(3) 太陽光発電施設の設置に関する事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生 割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観 に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開 発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮するこ ととする。

(4) 宅地造成及び特定盛土法規制法に関する事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の制度の厳正な運用に努めることとする。